

## ・ 事案の概要

日本尊厳死協会が内閣総理大臣に対し、公益認定申請をしたところ、「同協会の事業のうち、リビング・ウィルの登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師を治療中止へ誘引する等の悪影響(法的な不利益)を与える可能性がある」との理由で不認定処分がなされた。

そこで、日本尊厳死協会が国に対し、この不認定処分の取消と義務付けを求め提訴したところ、第一審判決が取消を認めたため(義務付けは棄却)、国が判決を不服として控訴した。

## ・ 高等裁判所の判断【東京高裁令和元年10月30日判決】 → 不認定処分を取り消す※

- ある事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」という要件に該当するか否かの行政庁の認定判断には一定の裁量の余地があるが、認定法制定の経緯、趣旨からしてその裁量の範囲は、広範なものとはいえず、また、その裁量判断が合理的なものでなければならない。
- 裁判所がその判断を審査するに当たっては、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の範囲の逸脱濫用として違法となると解すべき。
- そして、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」かについての事実認定については、内閣府公益認定等委員会が取りまとめた「公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に行なうべき。
- 患者の推定的意思に基づく延命措置等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段として、リビング・ウィルが果たし得る積極的な役割を考慮に入れる必要がある。協会のリビング・ウィルの存在により、医師が遺族等から無用な責任追及を受けることを免れる可能性があり、結果として、終末期医療の治療方針の決定場面における患者の自己決定権が保護されるものと考えられる。
- よって、国の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く。

※一審同様、義務付けは棄却

- 国から上告はなされず、令和元年11月13日、判決が確定。

